



資料1

総政企第221号
平成26年10月20日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第74号
内航船舶輸送統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成26年10月8日付け国総情政第150号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

平成 26 年 10 月 20 日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「内航船舶輸送統計調査」（以下「本調査」という。）の平成27年4月以降の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

平成27年4月以降に実施する本調査について、調査計画における報告を求める者及び集計事項について以下のとおり変更する。

（1）報告を求める者

ア 月次調査である内航船舶輸送実績調査票による調査（以下「営業用調査」という。）に係る母集団数を、従前の「約780事業者」から「約530事業者」に変更する。

【説明】

内航船舶を取り巻く船舶構成や輸送構造の変化を踏まえ、平成25年度に実施した内航船舶輸送統計母集団調査（一般統計調査。5年周期）の結果に基づき、営業用調査の母集団を更新するものである。

イ 営業用調査の調査対象事業者の選定方法について、母集団数の変更等を踏まえ、図1のとおり、層区分を従前の「44層区分」から「17層区分」に、これに合わせて報告者数を従前の「約200事業者」から「約180事業者」に、それぞれ変更する。

なお、年次調査である自家用船舶輸送実績調査票による調査（以下「自家用調査」という。）の報告者数は引き続き約150者（全数）である。

図 1 営業用調査の調査対象の選定方法（層区分）の変更

【変更前】

層区分	月間輸送量	船舶の用途及び主たる品名
1	10万トン以上	
2	7～10万トン未満	貨物船 砂利・砂・石材
3		貨物船 鉄鋼
4		油送船 化学薬品
5		貨物船 その他の特種品
6	6～7万トン未満	その他
7		貨物船 砂利・砂・石材
8		貨物船 鉄鋼
9		油送船 化学薬品
10	4～6万トン未満	貨物船 その他の特種品
11		その他
12		貨物船 砂利・砂・石材
13		貨物船 鉄鋼
14	3～4万トン未満	油送船 化学薬品
15		貨物船 その他の特種品
16		その他
17		貨物船 砂利・砂・石材
18	1～3万トン未満	貨物船 鉄鋼
19		油送船 化学薬品
20		貨物船 その他の特種品
21		その他
22	5千～1万トン未満	貨物船 砂利・砂・石材
23		貨物船 鉄鋼
24		油送船 化学薬品
25		貨物船 その他の特種品
26	5千トン未満	その他
27		貨物船 砂利・砂・石材
28		貨物船 鉄鋼
29		油送船 化学薬品
30		貨物船 その他の特種品
31		バージ
32		その他
33		貨物船 砂利・砂・石材
34		貨物船 鉄鋼
35		油送船 化学薬品
36		貨物船 その他の特種品
37		バージ
38		その他
39	調査月分—〇、年—有	
40	調査月分、年ともに〇	
41	未回収登録事業者	
42	未回収届出事業者	
43	新規登録事業者	
44	新規届出事業者	



【変更後】

層区分	月間輸送量	主たる品名又は船舶の用途
1	4万トン以上	
2	3～4万トン未満	砂利・砂・石材
3		その他の特種品
4	1～3万トン未満	その他
5		砂利・砂・石材
6	1万トン未満	その他の特種品
7		その他
8	1万トン未満	砂利・砂・石材
9		その他の特種品
10		バージ
11		その他
12	調査月分—〇、年—有	
13	調査月分、年ともに〇	
14	未回収登録事業者	
15	未回収届出事業者	
16	新規登録事業者	
17	新規届出事業者	

【説明】

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組むことが求められている。これを受け、営業用調査における各層において一定の標本数を確保し、より正確な統計を作成するため、層区分の統合を図るとともに、従前の月間総輸送量に加え、新たに月間総燃料消費量についても目標精度（5％）を設定し、報告者負担にも配慮しつつ、必要な報告者数を定めるものである。

（２）集計事項

ア 営業用調査結果（年報）の集計事項について、新たに「貨物船用途別、油種別燃料消費量」を追加する。

【説明】

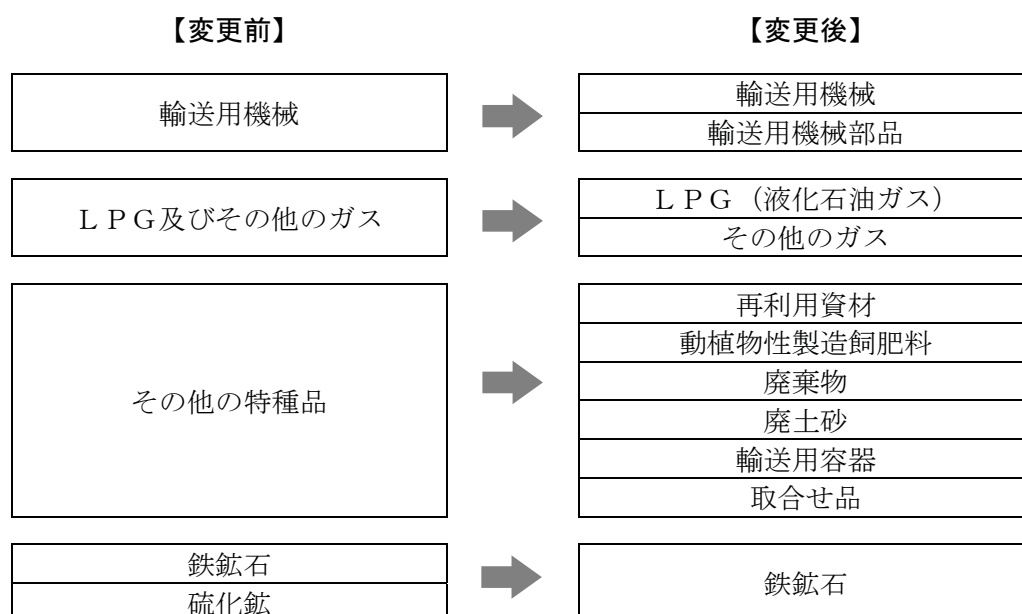
第Ⅱ期基本計画において、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組むことが求められている。従前から、「貨物船」、「油送船」及び「プッシャーバージ又は台船」の用途別（3区分）^{（注1）}での油種別燃料消費量について集計・公表を行ってきたが、第Ⅱ期基本計画への対応として、前述（１）イの変更を行い、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上が期待されることから、既存の調査事項から得られる情報を活用し、現行よりも詳細な貨物船用途別（7区分）^{（注1）}の油種別燃料消費量を新たな集計事項として追加し、公表を行うものである。

（注1）用途別とは、船をその用途により、「貨物船」、「油送船」及び「プッシャーバージ又は台船（だいせん）」の3区分に分けたものである。貨物船用途別とは、「貨物船」を更に「自動車専用船」、「セメント専用船」、「石灰石専用船」、「石炭専用船」、「コンテナ専用船」、「RORO船」及び「その他の貨物船」の7区分に分けたものである。

なお、プッシャーバージとは、プッシャー（押船（おしぶね））と呼ばれる小さなボートが、貨物を積むバージ（はしけ）を押すことによって航海する方式の船である。RORO船とは、貨物を積んだトラックやトレーラーをそのまま運べる船であり、船の前と後ろに出入口があって、トラックが自分で乗り（ロールオン）・降り（ロールオフ）できるようになっている。

イ 営業用調査及び自家用調査の月報及び年報に係る集計事項のうち、品目別区分について、図2のとおり、細分又は統合を行う。

図2 品目別区分の変更



【説明】

第Ⅱ期基本計画において、物流の効率化を輸送モード^(注2)横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一を行うことが求められている。これに対応するため、国土交通省において、本調査、港湾調査及び自動車輸送統計調査（いずれも国土交通省が所管する基幹統計調査）における輸送貨物の品目分類の見直しについて検討が行われた。当該検討結果を踏まえ、輸送貨物の品目分類を統一し、3調査相互の比較可能性を向上させるため、本調査の品目別区分の細分又は統合を行うものである。

なお、鉄鉱石と統合する品目である硫化鉱は、港湾調査及び自動車輸送統計調査において細分して把握されていないことや、その輸送量は本調査結果によると鉄鉱石で約0.2%^(注3)程度しかないことから、統合するものである。

（注2）鉄道、船舶、自動車、飛行機などの輸送手段を指す。

（注3）平成24年度の品目別輸送量では、鉄鉱石が219万8千トン、硫化鉱が4千トンである。

3 審議すべき重点事項

（1）報告を求める者の変更について

今回、本調査のうち営業用調査の標本設計の見直しを行うこととしており、当該見直し内容が第Ⅱ期基本計画において求められている内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上に資するものとなっているかについて検討する必要がある。

（2）集計事項の変更について

ア 今回、営業用調査結果（年報）の集計事項において「貨物船用途別、油種別燃料消費量」を追加することとしており、当該統計に対するニーズや有用性等について検討する必要がある。

イ 今回、営業用調査及び自家用調査の集計事項において品目別区分の細分又は統合を行うこととしており、当該見直しが第Ⅱ期基本計画において求められている輸送貨物品目分類の統一に資するものとなっているかについて検討する必要がある。

（3）平成22年4月以降の調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の指摘事項への対応状況について

本調査については、平成22年4月以降の調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）に係る承認時（「基幹統計調査の承認について（通知）」（平成21年12月1日付け総政審第457号））において、当省から指摘した以下の事項に関し、調査実施者である国土交通省における対応状況の適否等について検討する必要がある。

ア 母集団の的確な把握について

営業用調査については、貨物輸送量、船舶の用途及び主たる品名の区分による層化一段抽出によって調査対象事業者を選定し、その結果から全体の輸送量等を推計しており、統計精度の維持・向上を図るためには各層ごとの母集団を的確に捉えることが必要であること（前述2（1）参照）。

イ 調査結果の公表早期化について

営業用調査の結果については、調査月の翌々月末日までに公表することとされているが、約1か月程度遅延していることから、公表の早期化に向けた取組を一層強化することが必要であること。

内航船舶輸送統計調査の概要(現行)

調査の目的

船舶による国内の貨物の輸送の実態を明らかにし、交通政策及び経済政策を策定するための基礎資料を得ることを目的として、昭和38年度から実施している。

調査の概要

- ＜調査の種類＞ 内航船舶輸送実績調査票による調査(以下「営業用調査」という。)
自家用船舶輸送実績調査票による調査(以下「自家用調査」という。)
- ＜調査期日＞ 営業用調査 ⇒ 毎月末現在
自家用調査 ⇒ 毎年度末現在
- ＜調査対象＞ 営業用調査:内航海運業法(昭和27年法律第151号)に規定する内航運送をする事業を営む者のうち、総トン数20トン以上の船舶による輸送を行う者(約200事業者。無作為抽出(層化一段抽出。母集団:約780事業者))
自家用調査:内航海運業法に規定する自家用船舶による貨物輸送を行う者のうち、総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶による輸送を行う全ての者(約150事業者)
- ＜主な調査事項＞ 船舶の属性及び用途、輸送した区間及び距離、燃料の種類別消費量、輸送した貨物の品名及び重量 等
- ＜調査方法＞ 郵送又はオンラインによる自計報告
- ＜調査の流れ＞ 国土交通省 ⇄ 民間事業者 ⇄ 報告者

結果の公表

- ＜主な集計事項＞
- 輸送トン数及び輸送トンキロ(船型別、品目別、用途別及びトン数階級別)
 - 燃料消費量(船型別、用途別及び油種別)
 - 産業圏間流動 等
- ＜公表時期＞
- 月 報:営業用調査結果の月次分 ⇒ 調査月の翌々月末日までに公表
- 年 報:営業用調査結果の年次分及び自家用調査結果
⇒ 調査年度の翌年度6月末までに公表

結果の利活用

- 地球温暖化対策、モーダルシフト(※)推進等に係る施策立案のための基礎資料
 - 国民経済計算(SNA)及び産業連関表(IO)の作成のための基礎資料 等
- ※ モーダルシフトとは、貨物や人の輸送手段の転換を図ることをいい、例えば、交通渋滞の緩和や二酸化炭素の排出削減等を図るため、トラックによる輸送を海運又は鉄道に転換することをいう。



新たなニーズ等

- 1 内航船舶を取り巻く船舶構成や輸送構造の変化を踏まえ、統計精度の向上を図る観点から、定期的に母集団情報を把握し、調査対象の選定方法について検討することが求められている。
- 2 第Ⅱ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)において、以下の取組が求められている。
 - (1) 内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組むこと。
 - (2) 物流の効率化を輸送モード^(※)横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一を行うこと。

※ 輸送モードとは、鉄道、船舶、自動車、飛行機などの輸送手段を指す。



今回の改正のポイント

- 1 営業用調査に係る最新の母集団情報を把握するための調査の結果に基づき、母集団数を従前の「約780事業者」から「約530事業者」に変更する。
- 2 上記1を踏まえ、営業用調査における標本設計の見直しを行い、層区分を従前の「44層区分」から「17層区分」に、これに合わせて報告者負担にも配慮しつつ、報告者数を従前の「約200事業者」から「約180事業者」に、それぞれ変更する。
- 3 営業用調査結果(年報)の集計事項について、既存の調査事項から得られる情報を活用し、新たに「貨物船用途別、油種別燃料消費量」を追加する(従前の3区分の用途別^(※)に加え、7区分の貨物船用途別^(※)について集計・公表)。
- 4 本調査の集計事項について、本調査、港湾調査及び自動車輸送統計調査(いずれも国土交通省が所管する基幹統計調査)の3調査相互の比較可能性を向上させるため、品目別区分の細分又は統合を行う(例:「輸送用機械」⇒「輸送用機械」及び「輸送用機械部品」等)。

※ 用途別とは、船をその用途により、「貨物船」、「油送船」及び「プッシャーバージ又は台船(だいせん)」の3区分に分けたものである。貨物船用途別とは、「貨物船」を更に「自動車専用船」、「セメント専用船」、「石灰石専用船」、「石炭専用船」、「コンテナ専用船」、「RORO船」及び「その他の貨物船」の7区分に分けたものである。

なお、プッシャーバージとは、プッシャー(押船(おしぶね))と呼ばれる小さなボートが、貨物を積むバージ(はしけ)を押すことによって航海する方式の船である。RORO船とは、貨物を積んだトラックやトレーラーをそのまま運べる船であり、船の前と後ろに出入口があって、トラックが自分で乗り(ロールオン)・降り(ロールオフ)できるようになっている。

内航船舶輸送統計の利活用事例について

内航船舶輸送統計調査は、内航船舶輸送統計（船舶による国内の貨物の輸送の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的として実施しており、本調査結果の利活用事例は以下のとおり。

1. モーダルシフト推進関連の基礎資料

温室効果ガスの排出削減による地球温暖化防止と低酸素型の物流体系の構築を図るモーダルシフト推進に係る施策を企画・立案する上で、環境負荷の小さい内航運送における船種ごとの積載効率を算出する際の基礎資料として活用されている。

2. 他省庁における環境対策関連施策の基礎資料

環境省が行っている温室効果ガス排出削減に係る指針策定業務の一環として、内航運送において事業者が達成すべき望ましい削減水準を検討するための基礎資料として活用されている。

3. 加工統計作成の基礎資料

基幹統計である「国民経済計算(SNA)」及び「産業連関表(IO)」の作成において、運輸部門の各種係数を算出するための基礎資料として活用されている。

4. 業界団体、民間研究機関等における活用

業界団体において、内航海運による輸送活動の現状を把握・分析するための基礎資料として活用されている。

また、大学等の研究機関においても、物流体系の再構築に関する研究のための基礎資料として活用されている。

5. 各種行政等資料への掲載

- ・「国土交通白書」(国土交通省)
内航貨物輸送量の推移を示す資料として引用
- ・「国土交通月例経済」(国土交通省)
貨物船及び油送船の輸送実績を示す資料として引用
- ・「海事レポート」(国土交通省)
輸送モード別の貨物輸送量を示す資料として引用
- ・「数字で見る物流」(一般社団法人日本物流団体連合会)
輸送モード別の貨物輸送量を示す資料として引用
- ・日本内航海運組合総連合会等の関係団体の出版物
主要品目別貨物輸送量の推移を示す資料として引用 等

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）（抄）

第 2 公的統計の整備に関する事項

2 分野別経済統計の整備

(3) 交通に関する統計の整備

交通に関する統計は、統計の安定性・連続性に加え、輸送モード^{（注）}間における比較可能性の向上及び社会経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等について検討が必要となっている。

また、「総合物流施策大綱（2013-2017）」（平成25年 6 月25日閣議決定）の策定を契機として、陸上輸送及び海上輸送の比較可能性の向上や、自動車輸送統計（基幹統計）を中心とした交通に関する統計の体系的整備も求められている。

このため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握、内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上、自動車輸送統計を中心とした統計の体系的整備など、交通に関する統計の整備を推進する。

（注）鉄道、船舶、自動車、飛行機などの輸送手段

別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策

「第 2 公的統計の整備に関する事項」部分

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 分野別経済統計の整備	◎ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
(3) 交通に関する統計の整備	◎ 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
	◎ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。	国土交通省	平成28年度末までに体系的整備に向けた考え方の結論を得る。